

平成27年度 市・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

平成27年度の市・県民税は、平成26年1月1日から12月31日までに生じた所得について、平成27年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

申告の際は、この手引きを参考にいただき、申告期限の**平成27年3月16日**までに提出してください(郵送可)。
※平成26年中に伊東市へ転入した人は、前年度所得が把握できないため申告書をお送りしております。

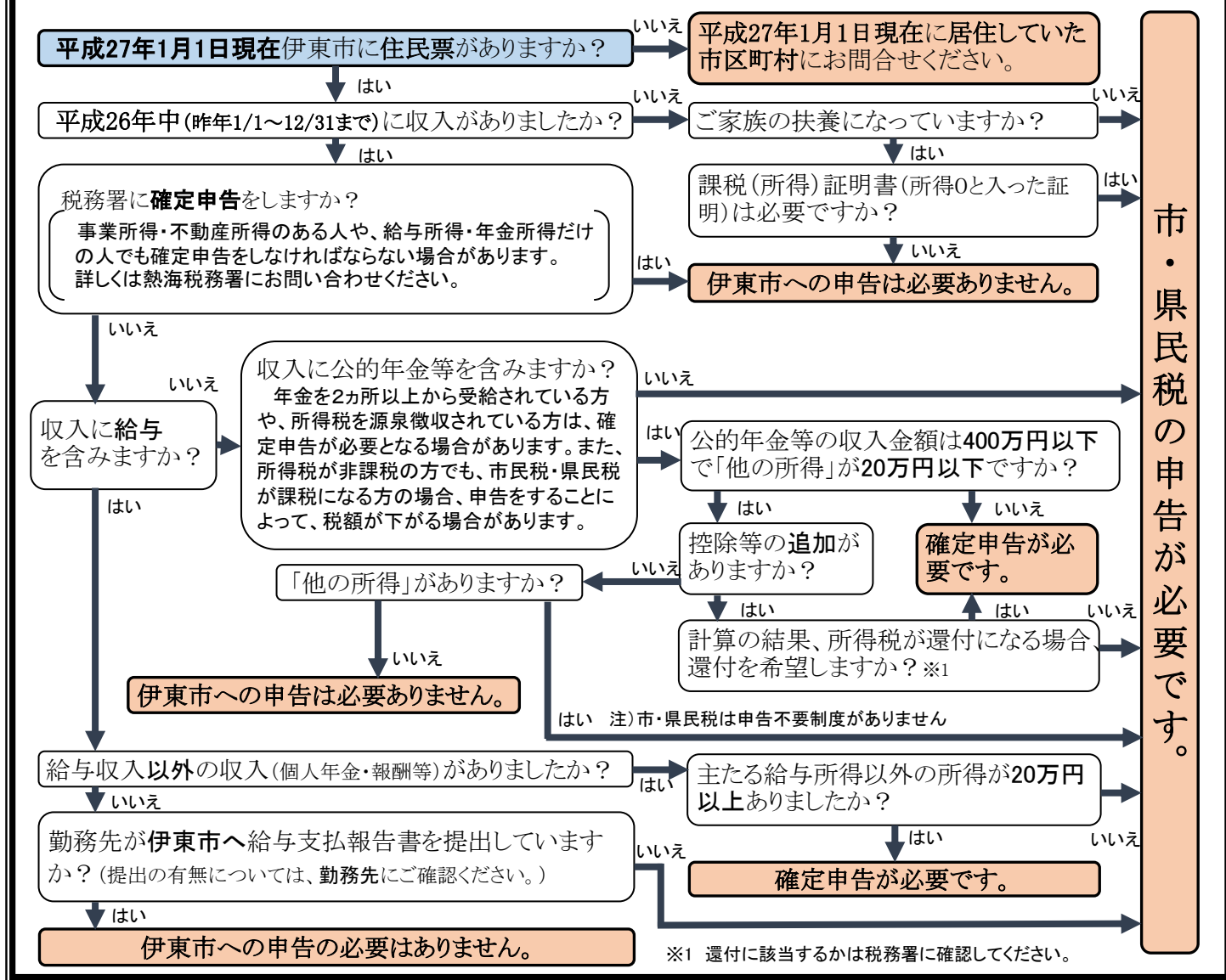
平成26年中に所得がなかった人へのお願い

平成26年中に所得がなかった人でも、申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定(軽減の判定)等の基礎資料となりますので、申告書裏面の該当箇所を記入し、提出してください。詳しくは【所得がなかった方は・・・】の欄をご覧ください。

市・県民税申告に関する注意点

確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。また、市・県民税申告は各出張会場でも申告することができます。各出張会場の開催日程については、広報いとう2月号をご覧ください。

市・県民税申告フローチャート(このフローチャートは一般的な例を示してあります。)



●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法 (前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります)	
雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額-5万円	①②のいずれか大きいほう
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額)- $\left\{ \begin{array}{l} \text{①10万円} \\ \text{②総所得金額等の5\%} \end{array} \right\}$	①②のいずれか小さいほう (最高限度額200万円)
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額全額	

生命保険料控除 計算シート

生命保険料控除	一般生命保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円) ①	計(①+②)(限度額40,000円) ③	
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円) ②	②と③のいずれか大きい金額 ◆	
	介護医療保険料	保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円) ★		
	個人年金保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円) ④	計(④+⑤)(限度額40,000円) ⑥	
		旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円) ⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ●	
計算式Ⅰ(新保険料等用)		計算式Ⅱ(旧保険料等用)		複数ある場合は、それぞれ計算して合計。 (最高限度額120,000円)
支払額	控除額	支払額	控除額	
20,000円以下	全額	25,000円以下	全額	
20,001円～40,000円	支払額×1/2+10,000円	25,001円～50,000円	支払額×1/2+12,500円	
40,001円～80,000円	支払額×1/4+20,000円	50,001円～100,000円	支払額×1/4+25,000円	
80,001円以上	一律 40,000円(限度額)	100,001円以上	一律 50,000円(限度額)	◆+★+● ⑥へ転記

種類	支払額	控除額	
地震保険料控除	①地震保険料	50,000円以下	全額
		50,001円以上	50,000円(限度額)
	②旧長期損害保険料	10,000円以下	全額
		10,001円～20,000円	(支払額×1/2)+5,000円
	20,001円以上	15,000円(限度額)	
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%の金額-2,000円		①②のいずれか小さいほう
※寄附金額の内、地方団体(都道府県、市町村、特別区)や住所地の共同募金会や日本赤十字支部及び市県の条例で指定した寄附金について、2千円を超える寄附金がある場合は、寄附金額の内訳欄に記入の上、申告書裏面の「7寄附金に関する事項」にあわせて寄附金の内訳を記入してください。			

●所得が無かった方は・・・

- 申告書記載例の網掛け部分を記載の上、申告書の所得の合計欄「86」に「0」と記入してください。
- 扶養している人がいる場合、氏名、続柄、生年月日、居住形態、障害の項目を記入してください。
- 申告書の裏面に「所得の無かった方の記載欄」がありますので、右記記載例を参考に記入してください。

9 所得のなかった方の記載欄(表面の配偶者、扶養親族の控除欄に記入された方を除く)

前年(平成26年)中、所得のなかったことを次により○をつけ、記入してください。

① 下記の者から扶養・援助を受けていた。

氏名 市税 二郎 続柄 子 TEL 81-3515

住所 伊東市××町1-1

2 学生の場合(学年は平成26年12月31日現在で記入)

学校名 _____ 年 _____ (前年中の生活状況等をできるだけ詳しく記入してください。)

(年 月 卒業見込)

3 生活保護法による生活扶助を受けていた。
(年 月 日から 年 月 日まで)

4 雇用保険法による失業給付を受けていた。
(年 月 日から 年 月 日まで)

5 非課税年金を受給していた。
イ 遺族年金 ロ 障害年金 ハ その他
(支給元 年間受給額 円)

6 その他

●参考<市民税・県民税と所得税の所得控除比較表>

区分	所得税	市民税・県民税	区分	所得税	市民税・県民税	
医療費控除	同額		寡婦控除	270,000円	260,000円	
社会保険料控除	同額		特別	350,000円	300,000円	
小規模企業共済等掛金控除	同額		寡夫控除	270,000円	260,000円	
生命保険料控除(限度額)	一般分 新	40,000円	35,000円	勤労学生控除	270,000円	260,000円
	一般分 旧	50,000円	35,000円	障害者控除	普通障害	270,000円
	介護医療分	40,000円	28,000円		特別障害	40,000円
	個人年金分 新	40,000円	28,000円		同居特別障害	350,000円
個人年金分 旧	50,000円	35,000円	配偶者控除	一般	380,000円	
一般+介護+年金	120,000円	70,000円		老人	480,000円	
地震保険料控除(限度額)	地震	50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額)		
	旧長期	15,000円	10,000円	老人	480,000円	
	地震+旧長期	50,000円	25,000円	同居老親等	580,000円	
寄附金控除	特定寄附金 -2千円	地方団体や住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金-2千円	扶養控除	特定	630,000円	
				一般	380,000円	
※市民税・県民税に係る寄附金控除は平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。			基礎控除	380,000円	330,000円	

給与収入

給与、賞金、賞与などの所得

給与所得の計算

Table with 2 columns: 収入 (Income) and 所得 (Income Taxable Amount). Rows show income brackets from 1円 to 15,000,000円 and their corresponding taxable amounts.

※1…給与収入額を4000で割って、小数点以下を切り捨てて4000で掛け戻す

公的年金等の収入

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金の所得

公的年金所得の計算

65歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)

Table for public pension income calculation for those aged 65 and over. Columns: 収入 (Income), 所得 (Income Taxable Amount). Rows show income brackets and taxable amounts.

64歳以下(昭和25年1月2日以降生まれ)

Table for public pension income calculation for those aged 64 and under. Columns: 収入 (Income), 所得 (Income Taxable Amount). Rows show income brackets and taxable amounts.

事業所

営業・・・小売業、製造業、外交員など
農業・・・農産物の生産など
不動産・・・家賃、地代など

利子所得

公社債、預貯金の利子など(分離課税分を除く)

配当所得

株式や出資の配当など

その他雑所得

個人年金やシルバー人材センターなど

一時所得

生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞金など

総合譲渡所得

不動産以外の資産の譲渡

山林所得

山林の譲渡

退職所得

退職金

分離(譲渡・株式・配当)

申告分離課税方式を選択した上場株式等にかかる配当等

※給与・年金前・事業間以外に合算した所得をお持ちの方は、

記載例

Main tax form for 伊東市長様 (Mayor of Ito City) for 平成27年度 (Heisei 27 Fiscal Year). Includes personal information, income details, and various tax deductions.

●注意●
申告書の控除額は、すべて「所得税の控除額」でご記入いただけます。
ただし、市民税・県民税を計算する際は、申告に基づき、「市民税・県民税の控除額」に置き換えて計算する為、申告時とは控除額が異なります。
所得税と市民税・県民税の控除額の差異につきましては、裏面「比較表」をご参照ください。

申告に必要なもの

- ▶ 印鑑 (認印可)
▶ 源泉徴収票 (平成26年分の給与、公的年金等がある人)
▶ その収入や必要経費の算定基礎となる帳簿や領収書などの資料

の控除について
詳しい計算方法については、裏面をご覧ください。

雑損控

平成26年中に受けた災害などによる資産の損失
【必要書類】控除に係る証明書

小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金額

小規模企業共済に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金者掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金

【必要書類】掛金額を証明する書類

生命保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った一般の生命保険料等

【必要書類】生命保険料控除証明書

※裏面「生命保険料控除計算シート」をご利用ください

寄附金控除

平成26年中に行った寄附金

【必要書類】寄附金控除証明書

寡婦(夫)控除

平成26年12月31日時点の状況で判定

夫(妻)と死別、離別している人、または夫(妻)が生死不明の人

Table for寡婦(夫)控除 showing categories (一般寡婦, 特別寡婦, 寡夫) and their respective conditions and amounts.

配偶者控除

平成26年12月31日時点の状況で判定

生計を一にする合計所得金額が38万円以下の配偶者を扶養している

Table for配偶者控除 showing categories (一般, 老人) and their respective conditions and amounts.

扶養控除

平成26年12月31日時点の状況で判定

生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の人を扶養している

Table for扶養控除 showing categories (年少, 一般, 特定, 老人) and their respective conditions and amounts.

※1 平成27年1月1日時点の年齢で判定

※2 平成24年度から扶養控除が廃止となりました。

ただし、非課税判定の為、申告は必要となります。 ※3 平成24年度から上乗せ部分廃止となりました。

※本紙「記入の手引き」に掲載の「控除額」は、すべて「所得税控除額」で表示しています。